

別表（第4条関係）

<p>1</p>	<p>周南都市計画特別工業地区に建築してはならない建築物</p>	<p>(1) 住宅  (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの  (3) 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿  (4) 店舗（日用品の販売を主たる目的とするものを除く。）、飲食店その他これらに類する用途に供するもの  (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  (6) カラオケボックスその他これに類するもの  (7) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場  (8) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの  (9) 図書館、博物館その他これらに類するもの  (10) ボウリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッチェング練習場  (11) ホテル又は旅館  (12) 次の事業を営む工場  ア 印刷用インキの製造  イ 原動機を使用する魚肉の練製品の製造  ウ 玩具煙火の製造  エ 絵具又は水性塗料の製造  オ 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白  カ 骨灰その他動物質炭の製造  キ セッケんの製造  ク 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造  ケ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白  コ ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白  サ 骨、角、きば、ひづめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの  シ レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの  ス 墨、懐炉灰又は練炭の製造  セ ガラスの製造又は砂吹  ソ ドラム缶の洗浄又は再生  タ スプリングハンマーを使用する金属の鍛造  チ 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用するもの  (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が周南都市計画特別工業地区の環境を害するおそれがあると認めて指定するもの</p>
<p>2</p>	<p>周南東都市計画特別工業地区に建築してはならない建築物</p>	<p>(1) 1項第12号に掲げるもの  (2) 前号に掲げるもののほか、市長が周南東都市計画特別工業地区の環境を害するおそれがあると認めて指定するもの</p>